

議案第71号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例を設ける等の改正を行う必要があるによる。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項第1項及び第44条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項第1項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 4 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と

同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第29条第7号イの表及び第44条第7号イの表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可の申請に係る家庭的保育事業等について適用し、施行日前に行われた同項の認可の申請に係る家庭的保育事業等については、なお従前の例による。